

建 森 全

第177号

令和7年5月

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2
山王グランドビル3階一般社団法人
全国森林土木建設業協会発行 江坂文寿 TEL.03-3581-3336
責任者 FAX.03-3581-3341

林野庁では、熱中症対策や働き方改革、円滑な施工体制の確保など、公共工事に一齐に適用される制度改正や運用改善について、森林土木分野へも的確に反映させるよう措置しています。また、森林土木工事が行われる山間奥地の狭隘・急傾斜地の厳しい現場実態を

令和7年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要



『令和7年度労働安全ポスター』

暮らしを守る森林土木

踏まえ、森林土木工事が地域の守り手である事業者を選ばれるよう、適正な利潤確保、生産性向上、安全性向上に向けて、様々な取組を進めています。

これら森林土木工事の積算等の改善のため、令和7年度からの適用として行われた森林整備保全事業設計積算要領等について、その主な改正内容を紹介します。詳細については林野庁ホームページ https://www.rinyamaff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html に掲載されています(この中で「令

一般社団法人
全国森林土木建設業協会

和7年4月1日から適用」と記載されたものが今回の改正分)ので、ご覧ください。

1 森林土木工事(治山・林道)における通勤補正

通勤補正の算定の起点について、従前は最寄りの市町村役場(「支所等」を含む)とされていましたが、森林土木工事の通勤実態を反映して、「支所等」を除く最寄りの市町村役場の本所とされました。

2 砂利路盤工に特化した歩掛の追加

林道工事の施工形態を反映して、林道工事の砂利路盤工に特化した路床掘削歩掛と締固め歩掛が追加されました。

3 コンクリート路面工の施工方法の変更と歩掛の見直し

林道工事の現場実態を反映して、林道工事のコンクリート路面工の施工方法が人力施工から機械施工へ変更されるとともに、関連する歩掛が全面的に見直されました。

4 治山ダム工のコンクリートポンプ車打設における積算方法の見直し

治山工事の現場実態を反映して、

治山ダム工をコンクリートポンプ車打設によって施工する場合、コンクリート圧送管の組立・撤去回数に応じて、コンクリート圧送管の組立・撤去経費を積算するように見直されました。

5 かご枠工の歩掛の見直し

治山・林道工事の現場実態を反映して、かご枠工の歩掛が見直されました。なお、林野庁では、かご枠工の施工実態調査を今後も継続する予定と聞いています。

6 岩掘削に係る施工機械規格の追加

林道工事（山地治山土工以外）の現場実態を反映して、岩掘削の施工機械規格として「大型ブレイカ（600～800kg）」が追加されました。

令和6年度技術・労働委員会における 改善要望事項に対する 林野庁の回答

各都道府県協（議）会からあった改善要望事項については、令和6年11月12日に開催された令和6年

度の技術・労働委員会において林野庁担当者と意見交換を行い、その概要を「全森建」会報（令和7年1月発行・176号）に掲載したところです。

林野庁には、その後の取組等を踏まえ、改めて令和7年度当初時点での林野庁の対応の考え方を整理のうえ、回答内容をより分かり易く記述していただきました。特に、項目A-3、C-2、C-11の回答には、令和7年度の設計・歩掛・積算等の改正内容が新たに盛り込まれています。

以下、要望内容を「設計」、「歩掛」、「積算」、「その他」に区分し、それぞれに対する回答をお知らせします。なお、各都道府県協（議）会による改善要望事項については、適宜、文章表現の修正、用語の統一、類似項目の統合などを行っています。ご了承ください。

全森建としましては、「選ばれる森林土木」に向けた林野庁のこれまでの取組に感謝申し上げるところです。今後とも会員の皆様からご意見等をいただきつつ、厳しい施工条件下でも適正な利潤や担い手が確保できるように設計・積算と円滑な事業実行に向け、技術・

労働委員会を中心として林野庁への要望活動等に取り組んでまいります。なお、林野庁においては、設計・積算の見直しの根拠となる施工実態調査等を令和7年度も実施する予定と聞いていますので、会員の皆様にはそれらへの協力を引き続きお願いいたします。

改善要望事項

A 設計関係

1 余堀幅と天端厚について

〔改善要望の内容〕

当県では、コンクリート護岸工における土工の余堀幅は0・3mを標準としており、令和3年度の改善要望事項に対する林野庁回答の「型枠脱着・足場設置を適切に行うために設ける余堀幅については、適切な幅で設置するように都道府県を指導・助言した」を受けて、当県ではコンクリート護岸工の標準余堀幅を0・3mとしていたことについて検討すると聞いています。

一方、治山技術基準解説においては、護岸工の「天端厚は0・3～0・5m」となっていますが、余堀りと同様に、打設前清掃等の型枠内における作業が非常に困難

な状況となっています。については、天端厚は0・4～0・5mとするように改正を要望します。

また、余堀幅が0・5mであつても、もたれ式擁壁の場合には、断面表を用いて設計すると裏法がマイナス1分になることがあり、安全な施工が困難です。については、裏法は最低でも「垂直」とするように治山技術基準の改正を要望します。

〔回答〕

護岸工の天端厚は、参考として、標準的な仕様を示しています。

参考については、必ずしも定説となっていない等の事由により基準として定め難いもの又は基準とすることが適当でないが、参考として掲げることにより技術基準の目的達成上有意義と考えられるものを掲げることとしています。コンクリート護岸工の断面は、地形、地質等の条件から、背面土圧に対して安全であつて、経済性を考慮していることから、最低厚を0・3mとしているところです。

また、もたれ式擁壁は、もたれながら自重によって安定性を保つ擁壁であり、自立式擁壁よりも小さくでき、床堀幅も狭くできるこ

とから、経済性に優れていることが利点となっています。

なお、背面を垂直にすることは、自立式と同等となつてしましますが、護岸工の種別は、現地の状況に応じて適切なものを選定することとしていることをご理解願います。

2 構治山ダム工の足場工について

〔改善要望の内容〕

治山ダム工事の単管傾斜足場は、施工性や安全面から実際使用されておらず、枠組み足場にブラケットや張出の単管足場を設置して施工しているのが現状で、単管傾斜足場を組める作業員がほとんどいない状況です。

ついては、実態に合わせて、枠組足場とブラケットの組合せによる設計を標準とするよう要望します。

〔回答〕

治山ダム工の足場種類について全国調査したところ、44都府県において標準としている足場はキャットウォークとなっていました。

このため、治山ダム工においての足場工は、キャットウォークが標準となることにご理解願います。

なお、地域における標準施工方

法と積算方法が異なる場合には、根拠となる資料を発注機関に提示の上、積算方法の変更について要望等していただくようお願いします。

3 圧送管の組立・撤去について

〔改善要望の内容〕

森林整備保全事業標準歩掛においては、圧送管組立・撤去は1現場当たり1回の仮設費として積算するとなっています。しかしながら、現場の状況によっては、その都度組立・撤去を行うことがあり、複数回の打設になる場合は、圧送管の設置延長に打設回数乗じることはできないでしょうか。また、圧送管を存置する場合は、最初の打設から最終打設までの日数分について、圧送管の損料を計上することはできないでしょうか。

〔回答〕

令和6年度にコンクリート打設時における圧送管組立・撤去の状況を調査したところ、複数回の圧送管組立・撤去が行われている実態を確認できたことから、複数回の組立・撤去費用を積算できるような標準歩掛を令和7年度に改正しましたので、複数回の組立・撤去

が必要となる場合は、書面により発注者と協議をお願いします。

なお、損料については、供用日数として算出していることから、変更できないことをご理解願います。

4 治山ダム工の掘削土の処理について

〔改善要望の内容〕

治山ダム工は、溪流の縦や横の浸食を防止し山脚を固定することにより、溪流の安定、土砂の流出の抑制等を目的として設置されます。

このことから、治山ダム工の掘削土砂は、上流側の流出のおそれのない箇所処理することとされています。しかし、溪流幅が狭い箇所、V字谷の地形を有する箇所などでは全ての掘削土砂を流出のおそれないように処理することが困難な場合があります。上流部にはね上げた掘削土砂が、治山ダム工の施工中に流入する工事事故等を誘発することがあります。

ついては、施工箇所の状況や構築する治山ダム工の規模に応じ、掘削土砂を場外へ処理するなど、工事箇所の状況に応じた設計となるよう要望します。

〔回答〕

掘削土砂を治山ダム上流側に存置することが困難な場合は、受発注者間で協議の上、現場実態に応じた適切な処理方法を採用しようお願いします。

5 施工機械の選定について

〔改善要望の内容〕

土工等の施工機械について、施工パッケージによる選定基準に縛られることなく、現場の地形や実際の施工方法に見合った規格とするよう要望します。

〔回答〕

施工パッケージでは積算条件区分に応じた標準的な機械が設定されていますが、自主施工を原則とするため、同一の条件区分に含まれる場合は施工機種についても変更はしません。しかし、現場条件等により、標準機械による施工が困難と認められる場合は施工パッケージ適用外となり、見積り等による対応となります。

6 法面保護工の数量集計について

〔改善要望の内容〕

法面保護工の面積については、

展開図の各辺長を小数第 2 位切捨て（10 cm 単位）で集計されていますが、実面積がより正確に反映されるよう集計単位を下げるよう要望します。

〔回答〕

森林整備保全事業設計積算要領における法面保護工の面積算出に当たっては、辺長（m）の少数第 2 位を四捨五入して 1 位止める取扱いとしていたため、改めて数量の計算方法について、各種会議等において周知してまいります。

7 治山ダム工における常時排水の当初設計への積算について

〔改善要望の内容〕

治山ダム工における水替作業は、ほとんどが昼夜を問わず排水しなければなりません（常時排水をしないと手戻りなどで作業工程も遅れ、安全性も確保できないため）。しかしながら、水替工は任意仮設工のため、設計変更に対応していただけないケースがあります。また、仮設工で増額すると本体工事で減額し帳尻を合わせる傾向にあるため、本体工事の資材等を手配しても無

駄になってしまふことがあります。このため、水替作業における排水工を常時排水として当初設計から積算するよう要望します。

〔回答〕

溪間工の水替工において、当初設計段階に湧水の量が確認できない場合は「作業時排水」での設計になることをご理解願います。

なお、現場実態から明らかに常時排水が必要な場合は、入札公告期間中に質問回答により確認するようお願いします。

また、施工箇所の床堀・廻水後に昼夜連続的に排水が必要となる量の湧水が確認され、常時排水を行う必要があるなど、当初積算時の想定と現地条件が異なる場合は、適切に設計変更をするよう、都道府県に指導・助言してまいります。

B 歩掛関係

1 労務単価と歩掛の夏季補正や現場管理費補正について

〔改善要望の内容〕

罰則付き時間外上限規制や週休 2 日制への対応に加え、近年、夏場に猛暑日が連続しており暑さ指数による作業時間制限などの運用

を厳格に行う必要があることから、実作業時間が大幅に減少しており、ます。

については、夏季の労務単価や歩掛の補正を早急に検討するよう要望します。また、真夏日の日数割合に応じて現場管理費を補正していただいています。また、気温や WBGT 値が上がるのに応じて補正係数も上げるよう要望します。

〔回答〕

気温や WBGT 値は基準を超えた場合に作業を行えないとして、熱中症対策費用や工期設定において考慮しているものであり、値が上がるにより補正係数が上がるものではないことをご理解願います。

2 熱中症対策に伴う費用の計上について

〔改善要望の内容〕

熱中症対策としての工期延長等に伴う増加費用の積算について、昨年度の林野庁の回答では、必要性や実現可能性を含め、令和 6 年度も国土交通省において、引き続き検討されているので注視したいとのことであった。夏季の施工は、

猛暑日が続く中、技術者・技能者等の作業従事者には、非常につらいものとなっています。

現時点での対策としては、個々の判断による適宜の休憩や比較的气温が低い時間帯での作業等、の各現場の工夫により対策を講じているところです。作業効率の低下や拘束時間が長時間に及ぶことは、労務費の増大に繋がっています。

については、受注者の適正な利益を確保するため、労務単価等に対し補正を行うなど、一刻も早い歩掛改正を要望します。

〔回答〕

熱中症対策としては、共通仮設費（現場環境改善費）で「避暑（熱中症予防）」として費用を計上できることとしています。また、現場管理費で工期に占める真夏日の割合に応じた補正を行っていますので、これらの費用を適切に計上するよう都道府県に周知してまいります。なお、国土交通省において、検討されている熱中症対策としての工期延長等に伴う増加費用の積算については、必要性や実現可能性を含め、引き続き注視してまいります。

3 猛暑・降雪等による工期延長に おける増加費用について

〔改善要望の内容〕

夏期の猛暑による高温時や冬期の降雪時に作業を中止する必要が生じた場合に工期延長を認めていただく事例は徐々に増えていますが、経費の補正については定型的な対応が行える形にはなっていないと考えます。

働き方改革が進められ、労働時間が限られるなか、事業者として採算性確保が難しい状況となっていることから、猛暑・降雪等起因する工期延長への経費補正の手続きを早急に確立するよう要望します。

〔回答〕

林野庁では工期の設定において、不稼働日に暑さ指数を考慮し、従来に比べてより適切な工期設定が可能となるよう、設計積算要領等の細部取扱いを見直し、令和6年度から適用したところです。

なお、国土交通省において、検討されている熱中症対策としての工期延長等に伴う増加費用の積算については、必要性や実現可能性を含め、引き続き注視してまいります。

ます。

4 不整地運搬車について

〔改善要望の内容〕

森林整備保全事業標準歩掛において、不整地運搬車は道路等における運搬に適用することとなっているが、現場では傾斜のある山腹工事等で使用することが多く、運搬時間の算出に係る標準走行速度と乖離が生じています。このため、傾斜や現地の土質状況に応じた補正係数を設定するよう要望します。

〔回答〕

不整地運搬車の歩掛については、令和2年度から歩掛改正に向けて実態調査を行っているところですが、未だサンプル数の不足により、分析結果にバラツキがあることから歩掛改正に至っていない状況です。引き続き調査へのご協力をよろしく願います。

5 山腹工事における施工量に応じた補正について

〔改善要望の内容〕

山腹工事は、現地の上部から順番に土工や水路、暗渠等を一体的に仕上げながら施工していかねばなりません。このため、各工種の1サイクル当たりの施工量が少なく、標準歩掛の単価では施工できないことから、1サイクル当たりの施工量に応じた補正係数を設定するよう要望します。

ればなりません。このため、各工種の1サイクル当たりの施工量が少なく、標準歩掛の単価では施工できないことから、1サイクル当たりの施工量に応じた補正係数を設定するよう要望します。

山腹工事において、逆巻き施工を実施する現場は限られており、標準的な施工とならないことから補正係数を設定するための実態調査は馴染まないものと考えます。

〔回答〕

逆巻き施工にて作業手順を示している場合には、見積りによることが可能であり、引き続き都道府県へ指導・助言してまいります。

6 ICT活用について

〔改善要望の内容〕

樹木等が密な場所では、設計段階で詳細な地山線を確定できないまま図面が作成されていることがあります。着手時の伐採や除草後に起工測量を行っています。地形上の制約から通常の測量方法では時間が掛かっています。近年はICT活用により生産性や品質の向上が図られており、ICT活用に係る費用を設計変更の対象として

ている発注者もいます。このため、ICT測量を活用できる柔軟な対応について発注機関へ指導するよう要望します。

〔回答〕

林野庁においても、ICTを活用した工事は、安全性や生産性を向上させるために重要であると考えており、令和4年度にICT活用工事を推進していくための実施要領、積算要領を定め、必要に応じて改正を行っているところです。

ICT活用工事として入札公告された工事については、3次元設計データ作成、3次元出来型管理等の施工管理、3次元データの納品の3つの段階を行うことにより、3次元起工測量の費用を含めたICT活用工事の費用についても設計変更の対象となる旨を実施要領で定めています。

7 雨量強度の見直しについて

〔改善要望の内容〕

近年、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加など、全国各地で降雨量が増加しています。このため、治山技術基準解説に「合理式法の雨量強度(r)の算定に用いる降雨強度

度は、各地での降雨量の実測値を基に統計処理されて、……」とされていることを踏まえ、近年のデータも加味して雨量強度を見直すよう要望します。

〔回答〕

雨量強度については、参考として「合理式法の雨量強度（ r ）の算定に用いる降雨強度は、各地での降雨量の実測値を統計処理して作成された確率降雨強度式により求める」とし、降雨強度の算出においても「その際、今後の気象変動の影響を考慮してもよい」ことを令和 5 年度改訂で追加しているところ。

このため、直近のデータを加味した雨量強度のほか、降雨量変化倍率を乗じた雨量強度を設定することができ、各種会議等において周知してまいります。

C 積算関係

1 人送モノレールの設置基準の明確化について

〔改善要望の内容〕

令和 5 年度の改善要望事項に対する林野庁の回答において、令和 5 年度からモノレールに関する実

態調査に着手し、設置基準も含めた歩掛の見直しを検討されているとのことですが、その進捗状況をご教示願います。

〔回答〕

令和 5 年度から実施しているモノレール運搬に係る施工実態調査については、2 年間で調査票収集件数が 48 件とサンプル数が十分に確保されていないため、令和 7 年度も調査を継続していますので、引き続き施工実態調査へのご協力をよろしく願います。

2 土工機械の選定について

〔改善要望の内容〕

森林整備保全事業標準歩掛において、共通工の土工歩掛の注書きには「機種を選定に当たっては、上表を基準とするが、工事規模、作業条件、土質、土の含水比、他の工種と関連する機械の組合せ等により上表により難い場合は、別途考慮する」とあります。数量の条件を優先するのではなく、高低差や幅員、トラフィカビリティなど現場条件を適切に加味した施工機械の組合せとなるように、例えば国土交通省の発生土利用基準の土

質区分基準を基にして、標準的な施工機械組合表を提示するよう要望します。

加えて、現場作業の安全性確保のため、林道工事以外においても小旋回型バックホウを適用するよう要望します。

また、令和 5 年度の改善要望事項に対する林野庁の回答にある「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないなど適用機種での施工が困難な場合は設計変更の対象となる」ことについて、発注機関への一層の周知や指導を要望します。

〔回答〕

発生土利用基準の土質区分基準で施工機械を選定するのではなく、森林土木工事特有である狭隘な地形や湧水状況などを考慮した建設機械を選定することが実態に即した施工となるため、現状の選定方法が適切と考えています。

なお、令和 7 年度の標準歩掛改正により、機械土工において現場条件に制限のある場合は、建設機械の規格を後方超小旋回型に見直しており、今後も現場実態や現場条件に応じた建設機械規格の設定

に取り組んでまいります。

また、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場が一致しないなど適用機種での施工が困難な場合は設計変更の対象となる」ことについて、引き続き発注機関へ周知等してまいります。

3 災害復旧工事の設計変更等について

〔改善要望の内容〕

豪雨等による山地災害が全国至るところで頻発しており、業界としても地域の守り手として災害復旧に鋭意取り組んでいます。しかしながら、山間地域であるため危険な現場であり、かつ資機材の搬入・搬出や仮設等に平場と比べ相当苦労しています。

土木工事には現場の状況等に応じた設計変更はよくあることですが、災害復旧工事に関しては査定額が基本となり、その変更には国との協議が必要とのことで、柔軟な設計変更の対応がされない実態にあるとの声があります。ついては、柔軟に設計変更に対応していただけるように、協議の簡素化や発注機関への指導を要望します。

〔回答〕

森林土木の工事箇所については、山間地での条件の厳しい現場での作業となることから、資機材の搬入搬出等が制限され、安全確保が重要となります。このため、現場に応じた設計変更とともに、その変更が国の協議対象となる場合は、協議内容についてアドバイスをするなど、引き続き柔軟な対応に努めてまいります。

4 林道工事における谷側等急傾斜地で施工する際の歩掛について

〔改善要望の内容〕

林道工事では山林砂防工を適用できないとのことであるが、地形条件や工種によっては勾配が30%以上の箇所において施工する場合もあります。このため、このような場合は、山林砂防工を適用した場合と同等の単価となるよう歩掛の見直しを要望します。

〔回答〕

林道工事については、他事業の道路工事と同様に取り扱う必要があるため、勾配が30%以上であっても、山林砂防工を適用することはできないことをご理解願います。

5 コンクリートポンプ車打設の積算方法について

〔改善要望の内容〕

令和6年度に森林整備保全事業標準歩掛に追加記載されたコンクリートポンプ車圧送料金に関する留意事項について、確実に履行されるように発注機関への指導を要望します。

〔回答〕

林野庁主催の各種会議において、令和6年度の主な改正点として説明しているところです。引き続き改正内容に則った発注となるよう指導等をしてまいります。

6 簡易法柁工における施工規模の補正について

〔改善要望の内容〕

法柁工、モルタル吹付工、植生基材吹付工等は、市場単価の設定があるため、施工規模1000㎡以上から100㎡以下までの5段階で0%から50%までの割増補正がなされています。一方、簡易法柁工は、モルタル吹付工等と同じくラス張をして法面保護をする工法ですが、市場単価の設定がないため、施工規模による補正はなく、

少量の施工規模でも同じ単価で積算されています。

については、簡易法柁工の施工規模による補正を要望します。

〔回答〕

令和5年度まで実施した施工実態調査により、現行の標準歩掛と施工実態に差異は認められなかったことから、施工歩掛の改正及び補正の追加については不要と判断したところです。

7 林道災害復旧事業での残土処理箇所と残土運搬距離について

〔改善要望の内容〕

林道災害査定申請時に残土処分箇所が未定の場合は、運搬距離を2kmで積算し災害査定に臨みますが、発注段階でも残土処分箇所が見つからない場合、市町村によっては受注者任せの自由処分（積算は2km）で積算しています。盛土規制法（令和5年5月26日施行）や資源有効利用促進法（令和6年6月1日施行）の観点からも、災害査定申請時の残土運搬距離2kmを撤廃し、林道災害申請者が確実な残土処分箇所を確保するとともに、運搬距離が長くなっても運

搬距離等を勘案のうえで積算することとし、災害査定官はそれに基づき査定するよう要望します。

〔回答〕

残土処理や廃棄物処理の運搬距離については、査定時に処分場所が確定していなければ仮の運搬距離の2kmを計上して災害査定の申請金額を算出しているところです。しかしながら、査定後に実際の処分場所が決定したときは、設計変更で対応することにより、実際に処分する運搬距離を計上した工事実行が可能です。また、査定時に経済比較等を考慮した上で処分場所が確定していれば、運搬距離が長大であっても査定で認めているところです。

8 森林土木事業における担い手対策について

〔改善要望の内容〕

令和6年度から、森林土木工事の共通仮設費に独自の補正率が上乘せされていますが、森林土木工事は一般土木工事と異なり、山間奥地の施工条件が厳しい現場が多いことに加え、現場作業員の高齢化も深刻で、若手技術者や作業員

の入職率も低い状況にあります。
このため、森林土木事業における担い手確保に繋がるよう、更なる補正等を要望します。

【回答】

林野庁では「選ばれる森林土木」に向けて、積算要領や各歩掛の見直し、見積りの活用、生産性向上のための ICT 活用工事の推進などに取り組んでいます。

令和 6 年度には共通仮設費を森林土木独自の共通仮設費率に設定するとともに、毎年度、森林土木工事の特徴が反映された歩掛等の改正に取り組んでいるところです。

また、ICT 活用工事に係る実施要領等の改正や、施工性の高い工種・工法の適用促進のための通知発出など、生産性の向上に取り組める環境の整備を図っているとこ

ろです。
引き続き、森林土木工事の実態に即した歩掛の改正を進めていくとともに、林野庁独自の補正を検討してまいります。

9 ロッククライミングマシンなど特殊な機械の運搬費について

【改善要望の内容】

ロッククライミング工法等を施工する場合には、特殊な機械を現場まで運搬する必要がある、20 t 未満の機械運搬は共通仮設費率に含まれるものとされています。しかしながら、本県では特殊な機械を保有する会社が県内になく、県外からの長距離運搬となるため、共通仮設費計上額を超える費用負担となっています。

については、実情に応じた運搬費の計上を要望します。

【回答】

特殊な建設機械であっても、その質量が 20 t 未満である場合は、共通仮設費率に含まれると考えますが、令和 7 年度から間接工事費動向調査業務において、従来型の建設機械運搬距離を確認した上で、特殊な建設機械の運搬費を別途計上する距離基準を検討することとしていきます。

10 治山ダム側壁等の型枠について

【改善要望の内容】

治山ダムの側壁や間詰コンクリートの型枠については、一般型枠での積算が行われていますが、組立手間、材料損失など実態と合っ

ていません。このため、治山ダムと一体となる構造物については、型枠についても治山ダム型枠を適用するよう要望します。

森林整備保全事業標準歩掛では「本歩掛は、溪間構造物のうち、谷止、床固工の本体等に適用する」とあることから、間詰、鉛直継目も「等」に含まれると考えますがいかがでしょうか。

【回答】

本体型枠と一体的に設置できる場合の鉛直打継目、間詰の型枠については、治山ダム型枠を適用することを、引き続き会議等を通じて周知してまいります。

11 通勤時間の補正について

【改善要望の内容】

通勤時間に係る補正が、令和 6 年度から、最寄りの市町村役場（所）から現場までの時間で補正できるように改善されました。しかしながら、施工者の会社事務所から現場までの通勤に長時間を要する場合にあっては、時間外労働規制等への対応から現場での作業時間が制限され、経費の増加が見込まれます。

このため、会社事務所からの通勤時間等に応じた補正も可能となるよう要望します。

【回答】

入札時点において定めている起算点について、契約後に受注者の所在地へ変更することは、公正な予定価格とならないため、ご要望の改正はできないことをご理解願います。

なお、令和 6 年度に行った通勤実態調査結果に基づき、通勤補正における算定起点について、令和 7 年度から支所を除く最寄りの市町村役場に改正したところです。

12 二次製品や新技術の活用促進について

【改善要望の内容】

公共工事の設計段階において工法の選定に当たっては、「経済性比較」が重要視されますが、「担い手不足」「働き方改革」「生産性向上」などの課題に対応するには、2 次製品や新技術の積極的な活用が不可欠です。

一方、NETIS 登録の新技術などを早期に現場で採用しようと検討した場合、開発費用や営業費

用が含まれた初期段階では既存技術との「経済比較」において劣勢となり、採用が難しいケースが多くなると推察します。

現場における技能労働者の減少、時間外労働の上限規制など「働き方改革」が進む中、二次製品や新技術の積極的な活用を推進する必要があると推察します。公共事業における工法の選定に当たっては、現場作業における技能者の延べ人数など「現場における工数」も比較要素とすることで、現場業務の効率化に加えメーカーにおける新技術開発へのモチベーション向上も期待できます。

ついでには、工法選定において「現場における工数」を比較要素に加えることを要望します。

〔回答〕

経済性を確保した上での新技術やプレキャスト製品の活用については、生産性向上のためにも必要なことと認識しています。

工法の選定に当たっては、総合的に最も価値の高い資材等が採用できるよう、経済性に配慮しつつ省力化も含めて評価・比較できるような評価手法について、令和7

年度から委託調査により検討することとしています。

13 新技術・新工種の活用について

〔改善要望の内容〕

工事の分業化が進む中、型枠工や法面工など特に人力が主体となる工種では、担い手の確保が難しい状況にあります。

今後とも担い手不足の解消は難しいことから、現地での人力作業を軽減させる二次製品を積極的に活用するほか、NETISなどで従来の職種の作業が省力化される工法等について、国有林で試行し、民有林に普及できるように取組を要望します。

〔回答〕

各森林管理局において、森林土木工事の担い手不足対策の一環として、「森林土木工事における施工性の高い工種・工法の適用促進について」（令和5年12月21日付け5林整計第650号）に基づき、森林土木工事の生産性向上等に資する施工性の高い工種・工法の導入を進めているところです。このような森林管理局で実施した事例については、都道府県に対しても情

報共有に努めてまいります。

14 適切な施工歩掛等の設定について

〔改善要望の内容〕

建設現場においては、これまで一般慣習的に実稼働時間前後の朝礼、準備や後片付け等については、労働時間としての認識の相違等もあり、労働時間として取扱いをしていない建設現場がほとんどでした。しかし、働き方改革が進められる中で、一日の就業時間（8時間の労働時間内）に含まれる取扱いが明確に明示されるとともに、最新の施工実態を踏まえた令和6年度土木工事積算基準等の改正において、歩掛等の改正や諸経費率が引き上げられ、現場実態に即した積算体系へと実態を検証し改善され始めています。一方で、実稼働時間が減少することによって工期が延伸します。

については、各発注機関においては、適正な工期設定がなされるよう要望します。また、施工歩掛、積算、単価等の見直し改善と工期延伸に伴って、機械損料等をはじめとして共通仮設費や現場管理費、一般管理費等も増加することから、

更なる関係経費の適正計上について要望します。

また、年間を通じて安定的な仕事を行う上でも、工事発注・施工・納期の平準化が求められます。週休2日、4週8休工事が基本となる中で、施工時期の平準化やウィークリースタンスの普及・拡大、受発注者間による工程管理の共有を図る必要があります。東北地方では冬期間が長く、大部分が積雪寒冷地でもあるため、作業効率や除雪への対応など特有の環境下にあります。

このため、ウィークリースタンスの標準化や、現場技術者の最大の負担である工事関係書類の作成業務の削減に向けた支援も含め、地方自治体工事に至るまで、適切な運用がなされるように指導を要望します。

〔回答〕

工期設定については、週休2日工事の取組状況も高くなっている状況にあることから、令和6年度から工期実態調査を行っているところであり、必要に応じて改正を検討してまいります。

施工歩掛や間接工事費について

も継続して調査しており、森林土木工事の実態に合わせて適宜改正しているところです。

また、直轄工事における工事提出書類の各種様式の簡素化について、各種会議の場において都道府県に周知を行っており、引き続き工事関係書類の削減に向けた取組を進めていく考えです。

D その他

1 入札公告時における数量調書、詳細図（参考図）の添付徹底について

〔改善要望の内容〕

設計変更においては、発注時に数量・現場条件が明示されているか否かが決定的に重要ですが、入札公告時に数量調書、詳細図（参考図）が添付されていないため、設計数量と現場の実施数量の比較ができず、入札公告期間中に質問できないことがあります。これにより、受注後に設計変更を申し出ても応じてもらえない場合が多々見受けられます。

ついては、入札公告時に数量調書、詳細図（参考図）を添付することを徹底するよう発注機関への指導等を要望します。

〔回答〕

入札公告時の設計図書の取扱いは各発注機関において規定しているものと理解しておりますが、一般的に適正な積算に必要な資料は原則として提示するべきであると考えますので、公告資料で不足する図面や数量調書等については、入札公告期間中に質問回答により確認するようお願いします。

なお、入札公告中に質問ができなくとも、契約後に受注者が施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、その事実が確認できる資料を書面により提出し、協議を行うことができることを、引き続き各種会議等を通じて周知してまいります。

2 施工上の安全確保と見積りによる設計変更について

〔改善要望の内容〕

林道における「トラス、アーチ、ランガー桁等の斜材、吊材を有する橋梁」の橋梁塗装工事の足場数量は、国交省の土木工事標準積算基準書に準拠し、「下部主体吊足場＋朝顔＋防護シート」、「中段吊足

場」、「側面枠組足場＋防護シート」で構成されており、基準書では「主体足場（中段吊足場）面積 $A \parallel W$ * L （ A ：橋面積（ m^2 ）、 W ：全幅員（地覆外縁間距離）（ m ）、 L ：橋長（ m ）」、「側面枠組足場面積 $A \parallel$ トラス等の側面投影面積（ m^2 ）」*2を用いて数量を算出することとなっています。

これをそのまま適用すると、「下部桁の下面」、「左右吊桁の側面外側」の3面についてしか足場が計上されず、「左右吊桁の側面内側」、「左右吊桁を補強する斜材等の上面」の3面については計上されず、設計と実施の数量に大きな隔たりが生じております。

発注者に設計と現場の条件不一致で協議したところ、「橋梁塗装工事の足場工は任意仮設であり、基準書に基づき標準的な経費を計上するもので、実施数量を積み上げるものではないため、指摘された不一致はないものと考えます」との理由で数量変更が認められませんでした。

また、「側面枠組足場」については、積算単価と実勢単価に3倍以上の価格差があります。これらの数量や単価の乖離から、橋梁塗装

工の足場工については積算価格と実勢価格に6割以上の差があり、受注者が多大な負担を強いられている状況です。

支障木等の伐木処理費に関しては、実勢価格と積算価格に30%以上の価格差が生じる場合、受注者からの申出により見積単価を用いて設計変更を協議できることになっています。

ついては、本件を含め30%以上の価格差が生じる工種などについて、見積りによる設計変更が可能となるよう要望します。

〔回答〕

工事目的物を施工するため、適切な仮設工は重要であると考えています。

そのため、仮設計画に疑義が生じた場合は、入札公告期間中に質問回答により確認するとともに、現場施工中に発注者の想定した仮設計画での施工が不可能な場合や、施工上の安全を確保できない場合は設計変更の対象となりますので、発注者と協議するようお願いします。

また、積算価格と実勢価格の乖離が予測される工種等を含む工事については、「森林整備保全事業の

請負工事費算定における見積りの活用による積算の試行について」(令和3年2月5日付け2林整計第589号)に基づき、当初発注時点から見積りを活用することが可能となっています。

3 工事関係書類の作成期間の確保について

〔改善要望の内容〕

現場担当者には、現場完成後にしか行えない変更契約に伴う出来形測量や数量算出、書類整理などの業務があります。現場完成から工事完成通知書の提出までの期間中は、他現場の職員の応援要請などを得つつ、休日出勤や残業を余儀なくしていることが現状です。

こうした書類整理等に要する業務日数は、工期においてどの程度見込まれているのでしょうか。もし見込まれていないのであれば、完全週休二日制と時間外労働規制の観点からも、これらの業務に要する日数を見込んだ工期設定を要望します。

〔回答〕

出来型計測や数量算出及びそれらの整理、取りまとめの業務日数

がどの程度要するかは、調査を実施したことがないため不明ですが、施工の各段階において実施され、不足する部分は工事完了後から工事完成までの間に作成されるものと考えております。

なお、令和6年度から工期実態調査を行っているところであり、書類整理等を含めた適切な工期設定となるよう引き続き調査を行ってまいります。

4 「働き方改革」推進のための設計変更や工期延長等について

〔改善要望の内容〕

「働き方改革」推進に向けて現場での土日閉所が進むことにより、特に養生期間を必要とするコンクリート需要が週末に集中し、コンクリート供給不足から工期に影響する場合があります。

また、令和6年4月からの建設業における時間外労働時間の上限規制により、コンクリート圧送工事、建設揚重業において、自社から現場までの回送時間が労働時間に含まれることとなり、現場での標準作業時間の短縮の要望があります。

さらに、輸送業においても同様

な労働時間の規制の中、輸送コスト高騰や納期の遅延が発生しています。

については、働き方改革を進める上でも、実態を踏まえた設計変更や工期の補正等の対応を要望します。

〔回答〕

標準作業時間の短縮については、実態を確認のうえ該当する工種について、必要に応じて時間短縮を踏まえた施工実態調査を行い、適正な歩掛の設定に努めてまいります。

輸送コストの高騰等により資材価格が上昇傾向であることは承知しており、そうした傾向のある資材等は極力入札日直近の価格を適用するよう指導・助言をしているところです。

また、資機材の納入状況により工事の遅延が生じた際、その事由がやむを得ないと認められる場合は工期延長の対象となります。

5 労働基準法における時間外労働時間の例外適用について

〔改善要望の内容〕

「働き方改革」で時間外労働の上限規制が開始されても、36協定届に記載すれば、災害時の復旧事業

で「時間外労働と休日労働の合計が単月100時間」「2～6か月の複数月平均80時間以内」を超えても適法とされています。一方、時間外労働の原則(月45時間・年360時間以内)や、特別条項を締結しても突破できない「年720時間以内」「月45時間超は6か月の限度」の規制は適用されます。

これでは、どれだけ計画的に時間外労働・休日労働を規制の枠内に管理しても、地震、豪雨、大雪等の大規模災害の復旧・復興対策に従事しただけで、規制の上限を超え罰則が適用されかねません。かといって、災害復旧活動に遅れが生じれば、国民の生命・財産が著しく脅かされます。

このため、災害復旧活動に従事する建設業者に対して、労働基準法第33条の例外規定の適用を希望しております。この例外規定を使えば、災害などの緊急事態対応に時間外労働上限規制の適用が除外され、36協定とは別枠で時間外労働・休日労働が可能となります。例外規定の適用を受けるためには労働基準監督署の許可が必要で、許可要件となる「個別緊急性の判断」資料は、地方自治体などの出

動要請や指示書、契約書です。

このため、このような資料を速やかに提示するように各発注機関への周知・指導を要望します。

〔回答〕

時間外労働時間の例外規定となる労働基準法第33条第1項を適用する場合は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）が必要となり、「災害その他避けることができない事由」によって、臨時の必要がある場合に該当するか確認するため、要請書等が必要な資料となります。都道府県に対して、応急対応等の要請を行う（又は行った）場合には速やかに要請書等を交付するよう、引き続き各種会議等を通じて周知してまいります。

6 GNSS衛星の利用のための技術開発について

〔改善要望の内容〕

国土交通省の直轄事業ではICT建機の利用が進んでいます。GNSSの衛星電波の受信が不安定な山岳地での森林土木事業では利用が難しい状況です。

このため、GNSSの衛星電波

を捕捉する技術の開発等について、都道府県レベルでは難しいので、林野庁で開発していただくよう要望します。

〔回答〕

日本の衛星測位システムであるQZSS（準天頂衛星システム「みちびき」）について、宇宙基本計画工程表に掲げる2026年の7機体制構築に向け、開発整備が進められています。7機体制が確立されると日本上空（天頂方向）に常に4機以上のみちびき衛星が滞空するようになるため、捕捉率の向上が期待できます。

また、GNSSの衛星測位技術は民間企業においても技術開発が進められており、林野庁としても森林土木工事での使用を想定した助言等を行っています。

7 中小建設会社におけるICT活用への支援について

〔改善要望の内容〕

公共団体発注工事においてICT施工にかかる経費については、見積りの活用や諸経費率の割増等により計上されています。しかし、ICT建設機械や測量機器、3次

元関連ソフト等の初期投資への補助等は決して十分とはいえない状況です。特に中小建設会社にとっては参入の障壁となっていることから、初期投資に対する補助等の創設、他省庁補助の制度見直し、維持運営経費も踏まえた諸経費率の設定等により、中小建設会社の導入リスクの低減を図っていただくよう要望します。

〔回答〕

ICT施工の導入に関する補助金等の制度のうち、ICT建機やICTシステム機器の導入を対象としたものとして、

- ① ものづくり補助金（正式名称：ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業）
- ② 事業再構築補助金
- ③ 中小企業省力化投資補助金

また、3次元データ作成ソフト導入などを対象としたものとして、

- ④ IT導入補助金2025（正式名称：サービス等生産性向上IT導入支援事業）

などがあります（いずれも中小企業庁または独立行政法人中小企業基盤整備機構採択事業）ので、これらの補助金の活用をご検討ください。

石川県森林土木協会 へ農林水産大臣感謝 状が贈呈される

令和6年1月1日の能登半島地震に際し、農林水産業施設の応急復旧等に協力したことについて、農林水産大臣感謝状が石川県森林土木協会へ贈呈されました。感謝状は、4月24日（木）に同協会事務所において、里谷光弘同協会会長へ近畿中国森林管理局石川森林管理署長飛鳥井幸彦氏から手渡されました。



（左から）本均副会長、飛鳥井署長、里谷会長、谷端副会長、河内副会長

地方協会だより (31)

徳島県治山林道協会の取組と今後

— 徳島県治山林道協会 —

1 徳島県とは

徳島県は四国の東に位置し、北は瀬戸内海、東は紀伊水道、南は太平洋、西は山地で四国のへそまで至る、まさに自然にあふれる環境にあります。

県の林野率は76%、人工林率は61%と非常に高く、昔から林業が盛んな地域で、徳島県においてはこの成熟した森林資源を活用すべく「森林・林業施策の推進」に基づき、木材生産量の増産や新規就業者確保等に向けて取り組んでいるところです。

一方で、山間部は非常に急峻で、脆弱な地質が多く、地すべり面積は全国2番目、そして雨量に関しては、しばしば台風の通り道となり、平成16年には日降水量1300mm以上の豪雨が観測され、甚大な被害が生じました。更には、南に南海トラフ、北に中央構造線断層帯があり、まさに「前門の虎、後門の狼」と言った山地災害の発生しやすい状況にあります。

このため、資源の循環利用の加速化に向けた幹線林道を核とした路網整備と「緑の国土強靱化」に向けた治山事業の推進が、喫緊の課題となっております。

2 徳島県治山林道協会の沿革

当協会は、時は遡ること66年前の昭和34年に設立されました。まさに戦中戦後の山林荒廃からの復興対策を進め、長期的展望の中でこれからの産業としての林業と防災体制の強

化を目的とし、幅広く活動する組織として業務を展開することとなりました。

主な事業内容としましては、治山事業及び林道事業の促進を図り、県の林業振興に寄与することを目的に、調査研究等の各種事業を展開してまいりました。

近年の状況としましては、栄枯盛衰ではないですが、公共事業が隆盛を極めた平成10年前後には486団体と非常に多くの会員を抱えていましたが、現在では市町村19、森林組合等14団体、建設業者165団体の合計198団体となり、当時と比べて2分の1以下の状況になっています。

しかしながら、「林業の成長産業化」や「緑の国土強靱化」に繋がる治山林道事業の役割や期待度は益々高まってきており、協会活動の更なる事業展開が望まれています。

3 協会活動の取り組みについて

① 治山林道事業の推進と予算拡大に向けた県への要望活動

毎年12月、徳島県知事に「治山林道事業の推進について」の要望活動を実施しています。

昨年は、山口俊二会長をはじめ役員全員で、国土強靱化に必要な予算の安定的かつ継続的確保等についての要望を行いました。

これに対し知事からは、地方創生の実現に資する治山林道事業を積

極的に推進して参りたいと力強いお言葉をいただきました。

② 林野公共事業予算の拡大に向けた県への要望活動

毎年8月の当初予算概算要求の提出前に、林野庁幹部及び県選出国会議員に対し、「林野公共事業の推進・拡充」について、要望活動を実施しています。

昨年は、山口俊二会長、役員及び施工委員が、林野庁長官及び幹部職員に対し、当初予算の安定的かつ継続的な確保と補正予算のしつかりとした対応についての要望を行いました。

③ 施工委員会の開催

近年、技術面や施工歩掛・管理、工事環境、また入札・契約制度が変化する中で、その早い変化に対応できず、現場が非常に苦慮する事態が生じています。このため、現場の実情を共有する体制を整え、適正な事業の執行を図る目的で、徳島県版の「技術・労働委員会」としての施工委員会を開催しています。

毎年6月上旬に、県内6支部の委員から提出された設計積算等に関する改善要望を県担当と意見交換し、改善や情報の共有につなげていきます。

また、必要に応じて全森建の技術・労働委員会等を通じ、林野庁

の関係各課へ要望を行い、改善に向けた課題解決を図っております。

④ 技術研修会の開催

毎年、治山林道事業に従事する技術者等を対象に、施工管理技術及び現場の安全管理向上を目的とした研修会を開催しています。

8月上旬の基本研修会と10月下旬の技術研修会を、CPDS認定の学習プログラムとして実施しており、昨年は「徳島県における事前防災減災の必要性」「林道の強靱化」などの幅広いテーマで、延べ6会場、262名の方々が受講されました。

⑤ 担い手対策（土育出前授業）の実施

山間地域において過疎・高齢化が進み、地域における建設業のマンパワー不足が深刻化しています。このため、建設業の担い手対策として、在学中の高校生に対し、「地域に密着した治山林道事業」を紹介する機会を設け、事業の意義などの理解を深め、若い人の就労に繋げることを目的とした土育出前授業を開催しています。

昨年は、工業科の生徒を対象に、事業に従事する技術者等が、業務紹介を始め「地域の守り手」としての仕事のやりがい等のプレゼンを実施し、進路決定に向けた普及啓発活動を行いました。



林野庁長官への要望活動



徳島県知事への要望活動



担い手対策（土育出前授業）の実施



技術研修会の開催

林野庁幹部人事異動

令和7年4月1日付けで、次の異動がありました。

※（ ）の職名は前職

◎ 林野庁関係

◇ 林野庁森林整備部治山課長

村上幸一郎

◇（国研）森林研究・整備機構森林整備センター総括審議役（人事・労務担当）
河合正宏

（林野庁森林整備部治山課長）

◇ 林野庁森林整備部研究指導課長

松本純治

◇（大臣官房政策課調査官兼林野庁森林整備部計画課付）

◇ 林野庁国有林野部管理課長

三上善之（大臣官房付）

◇ 林野庁国有林野部業務課長

岡村篤憲

◇（林野庁林政部経営課林業労働・経営対策室長）

◇ 林野庁森林整備部整備課課長補佐（総括）

松山知恵

◇（林野庁森林整備部整備課課長補佐（間伐推進班担当））

◇ 林野庁国有林野部経営企画課課長補佐（総括）

山口博史

- (林野庁森林整備部整備課課長補佐(総括))
- ◇林野庁森林整備部整備課森林土木専門官 山田雅人
(森林技術総合研修所教務指導官)
- ◇林野庁林政部林政課監査官(治山課付) 市川裕子
(林野庁森林整備部整備課森林土木専門官)
- ◎森林管理局関係
- ◇北海道森林管理局局長 関口高士
(国研) 森林研究・整備機構理事
- ◇北海道森林管理局次長 河野裕之
(林野庁林政部林政課監査室長)
- ◇北海道森林管理局総務企画部長 善行 宏
(林野庁国有林野部業務課国有林野管理室長)
- ◇東北森林管理局総務企画部長 石田秀夫
(東北森林管理局庄内森林管理署長)
- ◇東北森林管理局計画保全部長 門脇裕樹
(林野庁森林整備部研究指導課森林保護対策室長)
- ◇関東森林管理局次長(東京事務所長) 森山昌人

- (林野庁国有林野部経営企画課国有林野生態系保全室長)
- ◇関東森林管理局計画保全部長 伊奈康治
(林野庁国有林野部業務課企画官(森林土木環境担当))
- ◇中部森林管理局次長(名古屋事務所長) 宮島智幸
(林野庁林政部林政課管理官兼林政課課長補佐(人事総括))
- ◇中部森林管理局総務企画部長 永田治久
(林野庁林政部林政課管理官(契約適正化推進担当))
- ◇近畿中国森林管理局総務企画部長 松井信行
(林野庁林政部林政課課長補佐(人事第1班担当))
- ◇近畿中国森林管理局計画保全部長 石上公彦
(近畿中国森林管理局森林整備部部長)
- ◇近畿中国森林管理局森林整備部長 近藤 匡
(四国森林管理局計画保全部長)
- ◇四国森林管理局計画保全部長 尾前幸太郎
(林野庁国有林野部経営企画課国有林野総合利用推進室長)
- ◇四国森林管理局森林整備部長 近藤昭夫
(林野庁国有林野部業務課課長)

- 補佐(総括)
- ◇九州森林管理局総務企画部長 山添晶子
(林野庁国有林野部管理課管理官(服務担当))

これからの主な行事予定

- 令和7年
- 6月25日(水)
定期総会、正・副会長会議、理事会、表彰式(東京都千代田区)
- 10月9日(木)
北海道・東北ブロック会議(北海道札幌市)
- 10月23日(木)
関東甲信ブロック会議(群馬県渋川市)
- 10月28日(火)
九州ブロック会議(長崎県長崎市)
- 11月19日(水)
2025治山・林道のつどい(東京都千代田区)
- 未定
中部ブロック会議(富山県富山市)
- 未定
中・四国ブロック(愛媛県松山市)

- 令和8年
- 1月28日(水)
正・副会長会議、理事会、常勤役員・事務局長会議(東京都千代田区)

編集後記

◎ この度、(一社)全国森林土木建設業協会に4月1日付けで、採用になりました山下誠と申します。慣れるまではご迷惑をおかけしますが、会員様をはじめとした皆様の力になれるよう精進いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 全国安全週間は労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働安全衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなど目的に、今年も7月1日から7日までを安全週間、6月1日から6月30日までを準備期間として、「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」をスローガンとして、令和7年度全国安全週間の活動が一斉に取り組まれます。



治山研究会

(平成 30 年 7 月以降に発生した山地災害からの復旧 (岡山県井原市))



目的

会員相互の連携を密にし、治山に関する技術の研究・情報交換並びに保安林制度、林地開発許可制度及び盛土規制法の運用等を通じて、治山技術の向上、森林の保全に関する科学技術の振興及び保安林制度等の円滑な推進を図り、もって国土の保全、水資源の涵養等に寄与すること

活動

- ✓ 治山誌の発行 (年 10 回)
- ✓ 治山研究発表会の開催 (年 1 回: 東京)
- ✓ 技術及び情報の交換
- ✓ 勉強会の開催 (支部毎)

支部

全国 8 ブロック



会費

年 3,000 円/人



会員数

3,263 名 (国、都道府県、大学、コンサル、建設会社など)
※令和 6 年 12 月末現在



メリット

- ✓ 治山に関する最新の研究成果や技術情報を得られます
- ✓ 研究発表や意見交換、現地検討の機会があります
- ✓ 行政・研究者・企業等とのネットワークを形成できます
- ✓ 森林分野 CPD プログラムの受講 等



治山研究会事務局

●株式会社インテック内

TEL : 042-404-5039 Mail : office@chisan-kenkyukai.jp



林道研究会

(森林管理道「寛文橋」(宮城県栗原市))



目的

会員相互の連携を密にし、林道等路網整備に関する技術の研究、情報の発表、交換等を通じて、林道事業の発展に寄与すること

活動

- ✓ 林道誌の発行 (年 6 回)
- ✓ 林道研究発表会の開催 (年 1 回: 東京)
- ✓ 技術及び情報の交換
- ✓ 現地検討会の開催 (支部毎)

支部

全国 8 支部



会費

年 2,000 円/人 (令和 6 年度)



会員数

2,566 名 (国、都道府県、大学、コンサル、建設会社など)
※令和 6 年 3 月末現在



メリット

- ✓ 林道に関する最新の研究成果や技術情報を得られます
- ✓ 研究発表や意見交換、現地検討の機会があります
- ✓ 行政・研究者・企業等とのネットワークを形成できます
- ✓ 森林分野 CPD プログラムの受講 等



林道研究会事務局

https://rindo-kenkyukai.jp/

●林野庁整備課内

TEL : 03-3502-8064 Mail : no-reply@rindokenkyukai.jp

●株式会社フセライト内

TEL : 03-6801-8103 Mail : 同上